

女川町民の皆さまへ

女川町 コロナ対策商品券 ご利用案内

女川町役場では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内経済の活性化及び町内での消費の活性化を図るため、商品券の交付を行うものです。

女川町コロナ対策商品券のご利用方法

- 女川町より町民1人あたり10,000円分の商品券を交付致します。
 - ・基準日：令和2年9月末時点で本町に住民登録をしている方。
 - ・1枚1,000円分の商品券10枚綴1セットとなります。
- 商品券は登録された取扱加盟店で使用できます。裏面の取扱加盟店一覧にてご確認の上ご使用ください。
- 使用有効期間は**令和2年11月1日(日)**から**令和3年1月31日(日)**までです。

女川町コロナ対策商品券利用の注意点

- 商品券は取扱加盟店において使用有効期間内に限り使用可能です。
- 商品券利用の場合、釣銭は支払われません。
- 商品券で購入した商品について不良品以外の返品はできないものとし、現金及び当該商品券による返金は出来ません。
- 商品券は他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙やプライベートカード等の換金性の高いもの、たばこ（電子たばこ含む）病院等医療費（処方箋による薬剤等を含む）、事業活動に要する仕入れ等の経費の支払い、国・公共団体への公共料金の支払いには使用できません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、女川町及び女川町商工会は一切その責任を負いません。
- 取扱加盟店名が記入してあるものは、使用できません。
- 商品券は偽造防止加工が施されております。
- その他注意点等につきましては同封されております商品券の裏面をご確認下さい。
- 有効期限を過ぎた場合は無効になります。



商品券が
使えるお店は
このポスターが
目印!



発行 女川町役場・女川町商工会